

さいたま国際芸術祭実行委員会 第 7 回 総 会

次 第

日 時：令和6年3月22日(金)15時00分～
会 場：ときわ会館5階 大ホール

1 開 会

2 議 事

- (1) 報告第1号 令和5年度事業報告について
- (2) 議案第1号 令和5年度決算について
- (3) 議案第2号 さいたま国際芸術祭実行委員会規約改正（案）について

3 そ の 他

- (1) プロデューサー、ディレクター、市民プロジェクト・キュレーターより
- (2) 実行委員会の解散について

4 閉 会

令和5年度事業報告書

I. 概況

2023年10月7日(土)から12月10日(日)までの65日間、メイン会場の旧市民会館おおみやをはじめ、市内各所の会場で、各プロジェクトを展開しました。

《開催概要》

- 名称：さいたま国際芸術祭^{にーぜろにーさん}2023 《愛称》Art Saitama 2023
- テーマ：「わたしたち」
- 目的：(1)「さいたま文化」の創造・発信
(2)さいたま文化を支える「人材」の育成
(3)さいたま文化を活かした「まち」の活性化
- 事業展開：(1)アートプロジェクト
(2)市民プロジェクト
(3)連携プロジェクト
- 会場：メイン会場 旧市民会館おおみや
その他会場 RaiBoC Hall(市民会館おおみや)、氷川の杜ひろば(大宮図書館)、大宮盆栽美術館、漫画会館、岩槻人形博物館、鉄道博物館、埼玉県立近代美術館、うらわ美術館、さいたま市文化センター、その他市内各所
- 主催：さいたま国際芸術祭実行委員会
- プロデューサー：芹沢高志
- ディレクター：現代アートチーム 目[mé]
- 市民プロジェクト・キュレーター：浅見俊哉、飯島浩二、松永康
- メイン会場チケット：
前売1DAY | 一般 1,500円(市民 1,000円) フリーパス | 一般 4,000円(市民 2,500円)
当日1DAY | 一般 2,000円(市民 1,500円) フリーパス | 一般 5,000円(市民 3,500円)

II. 実行委員会

実行委員会総会を開催し、実施計画や事業費などについて審議・決定しました。

また、追加アーティストの承認等について、書面表決を実施しました。

《実行委員会総会》

- 第6回総会：令和5年7月4日(火) 会場：さいたま市文化センター多目的ホール
議題：令和4年度決算について、令和5年度収入支出補正予算(案)について
- 第7回総会：令和6年3月22日(金) 会場：ときわ会館大ホール※今回審議、決定。
議題：令和5年度決算について、実行委員会の解散及び残余財産の帰属について

《書面表決》

- 令和5年4月21日(金)
議題：さいたま国際芸術祭実行委員会監事の選任について
- 令和5年5月23日(火)
議題：さいたま国際芸術祭2023追加アーティストの承認について
- 令和6年2月16日(金)
議題：専決処分の報告及び承認について

III. 各事業の実施結果

1. 各事業の参加者数 [確報値]

区分	参加者数	合計
アートプロジェクト	57,932 人	490,820 人
市民プロジェクト	233,501 人	
連携プロジェクト	152,314 人	
その他関連事業	47,073 人	

2. アートプロジェクト

メイン会場において、国内外で活躍するアーティスト 28 組（9 か国 28 組[日本含む]）と 11 組の市民文化団体の計 39 組を中心に音楽・演劇・映画など様々なプログラムを展開しました。

3. 市民プロジェクト

(1) さいたまアーツセンタープロジェクト 2023*

芸術祭会期前の 8 月から会期終了まで、ワークショップやレクチャーや展示など、参加型のプログラムを中心に 50 回のプログラムを展開しました。

(2) アーツさいたま・きたまち

本市の魅力ある資源である「盆栽」「漫画」「人形」「鉄道」をテーマにした各施設をアートでつなぐプロジェクトを展開しました。

(3) 創発 in さいたま

本市所縁のアーティストを中心に市内 24 カ所の画廊や公共施設等で展覧会、イベント等を開催しました。

(4) 公募プログラム

公募で決定した市内の文化芸術活動 7 事業に対して広報協力や負担金拠出等の支援を行いました。

(5) その他

本芸術祭の開催趣旨に賛同する文化芸術に関連した 39 事業を応援プロジェクトとして認証し、広報活動の相互協力を行いました。また、全国の芸術祭のサポーターが集う全国芸術祭サポーターズミーティングを開催し交流する機会を設けるなどサポーターの活動支援等を行いました。

4. 連携プロジェクト

本市の文化発信やまちの活性化を図るため、市内文化施設、実行委員会構成員及び企業団体等が企画、実施する 59 事業との連携事業を展開しました。

5. その他関連事業

市内商業施設でのプレイベントを開催したほか、夏祭りをはじめとする地域のイベントへのブース出展等を通じて PR 活動を行いました。

IV. 広報・PR 関係

1. パブリシティ実績

令和 4 年 1 月の実行委員会の立ち上げから、令和 5 年 12 月の芸術祭閉幕までの間、新聞・雑誌・テレビ・ウェブなどの各種メディアにおいて、合計 1,763 件の掲載・放送等がありました。

種別	総件数	詳細
新聞・雑誌・刊行物	158 件	各日刊紙、美術手帳、散歩の達人 など
ウェブサイト	1,534 件	Yahoo!ニュース、TRILL、TokyoArtBeat など
テレビ・ラジオ	58 件	NHK、テレビ埼玉、NACK5、J:COM など
その他	13 件	デジタルサイネージ など
計	1,763 件	

さいたま国際芸術祭実行委員会
令和5年度収入支出決算書

議案第1号

【収入の部】令和5年度

(単位：円)

区 分	予算額 (A)	補正予算額 (B)	最終予算現額 (C) ((A)+(B))	収入額 (D)	過不足額 (D)-(C)	説 明
さいたま市負担金	445,333,000	0	445,333,000	445,333,000	0	
事業収入	1,000	30,050,000	30,051,000	27,692,750	△2,358,250	○チケット・グッズ収入 など
協賛・助成金	1,000	7,500,000	7,501,000	7,839,000	338,000	○令和5年度協賛金
その他雑入	1,000	0	1,000	50,316	49,316	○受取利息 など
合 計	445,336,000	37,550,000	482,886,000	480,915,066	△1,970,934	

【支出の部】令和5年度

(単位：円)

区 分	予算額 (A)	補正予算額 (B)	最終予算現額 (C) ((A)+(B))	支出額 (D)	不用額 (C)-(D)	説 明
事業企画費	369,961,000	37,550,000	407,511,000	353,470,367	54,040,633	○アートプロジェクト、市民プロジェクト及び連携プロジェクトの企画・構成並びに各種プロジェクト制作等に係る経費 ○会場の整備や運営に係る経費 ○法人税（市民・県民税）等
広報関係費	73,228,000	0	73,228,000	71,048,277	2,179,723	○広報イベントや公式ウェブサイト制作・運用、広報物制作、パブリシティ・プロモーション活動に係る経費等
委員会運営費	165,000	0	165,000	45,700	119,300	○実行委員会総会の開催に伴う会場使用料や委員旅費等
事務局運営費	1,982,000	0	1,982,000	1,353,306	628,694	○通信費、消耗品費等
合 計	445,336,000	37,550,000	482,886,000	425,917,650	56,968,350	

収入支出差額	収入額	支出額（決算額）	54,997,416 円
	480,915,066 円	425,917,650 円	

◆収入支出差額 54,997,416 円に、預金口座解約時の利息を加えた額をさいたま市に返還します。

さいたま国際芸術祭実行委員会規約改正（案）について

1 改正理由

さいたま国際芸術祭実行委員会の解散後の清算に係る事務について、滞りなく結了させるため、解散後の委員会の取扱について規定する。

2 改正内容

さいたま国際芸術祭実行委員会規約（令和4年1月19日施行）の一部を、新旧対照表のとおり改正する。

さいたま国際芸術祭実行委員会規約の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第21条 [略]</p> <p>第7章 解散 (解散)</p> <p>第22条 委員会は、第3条の目的が達成されたときに解散する。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、委員会は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。</u></p> <p>第23条～第24条 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、令和4年1月19日から施行する。</p> <p>2 委員会の設立当初の会計年度は、第19条の規定にかかわらず、令和4年1月19日から同年3月31日までとする。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和6年3月22日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第21条 [略]</p> <p>第7章 解散 (解散)</p> <p>第22条 委員会は、第3条の目的が達成されたときに解散する。</p> <p>第23条～第24条 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、令和4年1月19日から施行する。</p> <p>2 委員会の設立当初の会計年度は、第19条の規定にかかわらず、令和4年1月19日から同年3月31日までとする。</p>

さいたま国際芸術祭実行委員会規約(案)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、さいたま国際芸術祭実行委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 委員会は、事務所をさいたま市浦和区常盤六丁目4番4号外に置く。

(目的)

第3条 委員会は、さいたま国際芸術祭2023(以下「国際芸術祭」という。)の開催に必要な準備及び開催運営を行うことを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 国際芸術祭の開催に必要な方針及び計画の策定に関すること。
- (2) 国際芸術祭の開催準備及び開催運営に関すること。
- (3) 国際芸術祭に係る広報及びイベントの実施に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な業務に関すること。

第2章 組織

(組織)

第5条 委員会は、文化団体関係者、経済団体関係者、行政関係者、その他第3条の目的に賛同する法人又は団体の代表者等による委員によって組織する。

(役員)

第6条 委員のうちに、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名
- (3) 監事 2名

2 会長は、さいたま市長をもって充てる。

3 副会長は、さいたま市議会議長、さいたま商工会議所会頭、公益社団法人さいたま観光国際協会会長、さいたま市副市長(スポーツ文化局を担任する者)、さいたま市教育長及び公益財団法人さいたま市文化振興事業団理事長の職にある者をもって充てる。

4 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した副会長が、その職務を代理する。
- 3 監事は、委員会の業務及び会計を監査する。

(任期)

第8条 委員の任期は、第22条の規定に基づき委員会が解散するときまでとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

(顧問)

第9条 委員会に、顧問を置く。

- 2 顧問は、埼玉県知事をもって充てる。
- 3 顧問は、委員会を円滑に運営するため、重要な事項に関し、必要な助言を行う。

(プロデューサー)

第10条 委員会に、国際芸術祭の事業を統括する責任者としてプロデューサーを置く。

- 2 プロデューサーは、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(ディレクター)

第11条 委員会に、国際芸術祭の事業企画を監督する責任者としてディレクターを置く。

- 2 ディレクターは、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(参加)

第12条 委員会に、第4条に規定する事項に関し、専門的な観点から必要な助言を行う者として参加を置くことができる。

- 2 参加は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

第3章 会議

(総会)

第13条 委員会に、総会を置く。

- 2 総会は、委員をもって構成する。
- 3 総会は、会長が招集し、議長となる。

- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 国際芸術祭の開催に必要な方針及び計画に関すること。
 - (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 有識者会議への諮問に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 6 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 やむを得ない理由のため総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面を持って表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。
- 8 会長が必要と認める場合、あらかじめ通知した事項に対する委員による書面表決をもって、総会の表決に代えることができる。
- 9 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を総会に出席させ、意見を求めることができる。

(有識者会議)

第14条 委員会に、有識者会議を置くことができる。

- 2 有識者会議は、次に掲げる者のうち会長が任命又は委嘱する者をもって構成する。
 - (1) 委員
 - (2) その他会長が議事に必要と認める者
- 3 有識者会議に議長を置き、議長は有識者会議の構成員のうちから会長が指名する。
- 4 有識者会議は、議長が招集する。
- 5 有識者会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 総会又は会長の諮問に応じ、第4条に規定する事項について調査審議すること。
 - (2) 次に掲げる重要事項について、自ら調査審議し、必要があると認めるときは、会長に意見を述べること。
 - イ 国際芸術祭の開催に必要な方針及び計画の策定に関する重要事項
 - ロ 国際芸術祭の開催準備及び開催運営に関する重要事項
 - ハ 国際芸術祭に係る広報及びイベントの実施に関する重要事項
- 6 有識者会議の構成員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 その他有識者会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他の会議)

第15条 前2条に定めるもののほか、委員会に会長が必要と認める会議を置くことができる。

第4章 専決

(会長の専決)

第16条 会長は、特に緊急を要するため総会を招集するいとまがないとき又は総会の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決することができる。

2 会長は、前項の規定により専決をしたときは、これを次の総会において報告し、承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第17条 委員会の事務を処理するため、さいたま市及び公益財団法人さいたま市文化振興事業団に事務局を置く。

2 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務会計

(経費)

第18条 委員会の活動に必要な経費は、さいたま市負担金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第19条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(継続費)

第20条 委員会の経費をもって支弁する契約でその履行に数年度を要するものについては、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたって支出することができる。

2 前項の規定により支出することができる経費は、これを継続費という。

(債務負担行為)

第21条 支出予算の金額又は継続費の総額の範囲内におけるものを除くほか、委員会が複数年度にわたり債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

第7章 解散

(解散)

第22条 委員会は、第3条の目的が達成されたときに解散する。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(残余財産の帰属)

第23条 委員会が解散するときに有する残余財産は、原則として、さいたま市に帰属することとし、総会で決定する。

第8章 補則

(委任)

第24条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和4年1月19日から施行する。
- 2 委員会の設立当初の会計年度は、第19条の規定にかかわらず、令和4年1月19日から同年3月31日までとする。

附 則

この規程は、令和6年3月 日から施行する。

さいたま国際芸術祭実行委員会 委員名簿

		職名	氏名	
顧問		埼玉県知事	大野 元裕	
会長		さいたま市長	清水 勇人	
	副会長	さいたま市議会議長	江原 大輔	
さいたま商工会議所会頭		池田 一義		
公益社団法人さいたま観光国際協会会長		筑波 伸夫		
さいたま市副市長		高橋 篤		
さいたま市教育長		竹居 秀子		
公益財団法人さいたま市文化振興事業団理事長		柳沢 幸一		
埼玉県立近代美術館館長		建畠 哲		
委員		独立行政法人国際交流基金理事	古屋 昌人	
		公益財団法人東日本鉄道文化財団鉄道博物館館長	大場 喜幸	
		大学コンソーシアムさいたま会長 埼玉大学 学長	坂井 貴文	
		さいたま市議会文化・国際議員連盟会長	谷中 信人	
		さいたま市自治会連合会会長	松本 敏雄	
		さいたま市商店会連合会副会長	石川 忠久	
		公益社団法人埼玉中央青年会議所理事長	清水 俊佑	
		株式会社埼玉りそな銀行代表取締役社長	福岡 聡	
		株式会社武蔵野銀行取締役頭取	長堀 和正	
		日本郵便株式会社大宮浅間郵便局局長	新井 敏史	
		東日本電信電話株式会社執行役員埼玉事業部長	市川 泰吾	
		東日本旅客鉄道株式会社執行役員大宮支社長	森 明	
		東武鉄道株式会社取締役常務執行役員鉄道事業本部長	鈴木 孝郎	
		埼玉高速鉄道株式会社代表取締役社長	荻野 洋	
		TOPPANホールディングス株式会社代表取締役会長	金子 眞吾	
		日本放送協会さいたま放送局局長	長谷 英里子	
		株式会社テレビ埼玉代表取締役社長	川原 泰博	
		株式会社埼玉新聞社代表取締役社長	関根 正昌	
		株式会社FM NACK5 代表取締役社長	片岡 尚	
		株式会社ジェイコム埼玉・東日本代表取締役社長	平岩 光現	
		一般社団法人埼玉県バス協会会長	金井 応季	
		一般社団法人埼玉県乗用自動車協会会長	小谷 彰治	
		さいたま市文化協会理事長	鶴見 清一	
		公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団理事長	加藤 容一	
		公益財団法人埼玉県産業文化センター理事長	加藤 喜久雄	
		埼玉県県民生活部長	島田 繁	
		さいたま市大宮盆栽美術館館長	清水 一郎	
		さいたま市岩槻人形博物館館長	田中 裕子	
		さいたま市経済局長	矢口 敦彦	
	監事		税理士法人レヴ・ナス代表社員税理士	橋本 真一
			さいたま市会計管理者	長畑 哲也

ディレクター		現代アートチーム目 [mé]
プロデューサー		芹沢 高志 (敬称略)